

第 7 民事部

訴

状



2016年 3月 23日

大阪地方裁判所 御中

大東市灰塚排水ポンプ室談合損害賠償等請求事件（住民訴訟）

訴訟物の価額 金 1,600,000円（算定不能）

貼用印紙額 金 13,000円

原告ら訴訟代理人

弁護士	井	上	善	雄
同	辻		公	雄
同	豊	島	達	哉
同	西	川	満	喜



〒574-0024

大阪府大東市泉町二丁目7番18号

原告 光 城 敏 雄

〒574-0024

大阪府大東市泉町二丁目7番18号

原告 光 城 鈴 代



〒574-0024

大阪府大東市泉町二丁目7番18号

原告 光 城 民 雄

〒574-0024

大阪府大東市泉町二丁目7番18号

原告 光 城 涼 子

〒574-0024

大阪府大東市泉町二丁目7番18号

原告 光 城 暢 央

〒541-0041

大阪府中央区北浜一丁目2番2号 北浜プロボノビル

平和法律事務所

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 井 上 善 雄

〒530-0047

大阪府北区西天満六丁目7番4号 大阪弁護士ビル603号

弁護士法人大手前ノーベル事務所大阪事務所

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 辻 公 雄

〒541-0041

大阪府中央区北浜一丁目2番2号 北浜プロボノビル

豊島達哉法律事務所（送達場所）

電 話 06-6221-0800

F A X 06-6221-0801

上記原告ら訴訟代理人

弁 護 士 豊 島 達 哉

〒530-0047

大阪市北区西天満四丁目7番1号 北ビル1号館602号

大阪共同法律事務所

上記原告ら訴訟代理人

弁 護 士 西 川 満 喜

〒574-0074

大東市谷川一丁目1番1号

被 告 大東市長 東 坂 浩 一

請 求 の 趣 旨

1. 被告大東市長は、東坂浩一、西辻勝弘、田中祥生、野口光浩、株式会社三住建設、株式会社新田工務店、岡本建築株式会社、富田建設株式会社に対し、金2541万2832円の請求をしないことの違法を確認する。
2. 被告大東市長は、東坂浩一、西辻勝弘、田中祥生、野口光浩、株式会社三住建設、株式会社新田工務店、岡本建築株式会社、富田建設株式会社に対し、金2541万2832円及びこれに対する本訴状送達の日から支払い済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

3. 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請 求 の 原 因

第1 当事者

- 1 原告らは、いずれも大阪府大東市の住民である。
- 2 被告は、被告大東市の市長である。

第2 本件不法な入札及び請負契約

1. 事実関係

(1) 大東市（東坂浩一市長）は、平成25年10月2日、灰塚配水場ポンプ室築造工事請負契約の入札を行い、株式会社三住建設（以下、三住建設という）、株式会社新田工務店（以下、新田工務店という）、岡本建設株式会社（以下、岡本建設という）、富田建設株式会社（以下、富田建設という）の計4社が入札した。予定価格1億4882万円（税抜）に対し、株式会社三住建設が落札金額1億4135万円（税抜）にて落札した。

上記工事請負契約について大東市は平成25年10月15日、三住建設と1億4841万7500円（税込）で契約締結し、工期は平成25年10月16日から平成26年12月9日までとした。

しかしその後、平成26年4月1日と同年11月14日の二度にわたる変更契約により、契約金額1億4841万7500円（税込）は1億5843万8160円（税込）へと増額され、工期終了も平成27年3月24日へと延長された。支払は6回に分けて行われ、平成27年4月8日の5075万1874円で完了としている。

(2) この入札には、「事後審査型制限付一般競争入札制度」の名の下に「地域要件型」が導入され実行されており、入札参加資格を持つ業者が「登録の住所（本店）が大東市内の者」のみと限られている。これは、公正かつ自由な競争入札をその趣旨とする地方自治法（以下、法という）第234条が本来予定する一般競争入札から著しく逸脱するものである。

(3) 三住建設は東坂市長が前代表取締役を務めており、現在では東坂市長の妹である有田三千子氏が代表取締役を務めている、市長の身内企業といえる。また、他3社も市と市長と大変関わりのある地元企業であり、日頃より談合等が行える癒着した関係であったといえる。

事実、本件の後に行われた入札においても、同社らは次のように関係している。

①平成26年5月22日の市民会館2階ホールの増築他建築工事の競争入札では、株式会社オオヨドコーポレーション（以下、オオヨドという）と、三住建設と富田建設の3社のみでの入札が強行され、これを富田建設が予定価格1億9200万円とピッタリ100%の入札価格で落札している。

これは、オオヨドと三住建設がわざと予定価格を超える入札をして失格となり、富田建設が単独落札したものであるが、東坂市長ら職員はこれを積極承認したのである（この件については、御庁第7民事部において住民訴訟が係属中である〔平成27年（行ウ）16号〕）。

②平成27年7月30日に行われた市の四条北小学校プール改築等建築工事の入札においては、亀井エンジニアリング株式会社（以下、亀井エンジニアリングという）と、新田工務店、岡本建設、富田建設の4社が入札に参加している。岡本建設はその後辞退しているが、新田工務店と富田建設は予定価格と全く同額である1億3020万円で入札を行っている。これは、平成27年9月22日現在未だ審査結果保留中ではあるが、亀井エンジニアリングが1億3000

万円にて、落札率99.8%で落札することが予想される。

4. 次に、上記4社らが関わらずに行われた入札の落札率は高値ではない。

平成26年11月18日に行われた北条西小学校跡地活用機械設備工事の入札では、大東市外の業者を多数入れて14社も指名された。そのうち6社の入札辞退があったものの8社で競争がされ、公表されていた予定価格2億6600万円に対し、最低制限価格の2億40万6000円で3社が入札した。抽選の結果、浦安工業株式会社大阪支店が落札しており、落札率は75.3%であった。

5. 本件における入札は、富田建設が1億4850万円（予定価格の99.78%）、新田工務店が1億4800万円（予定価格の99.45%）、岡本建設が1億390万円（予定価格の96.69%）と、おおよそ落札する気もないほどの高額で入札がなされ、結果として三住建設が1億4135万円（落札率94.98%）という異常な高値で落札した。

東坂市長らは、建設会社の元代表者として影響の及ぶところでは、息のかかった入札企業らが適宜高値で落札できるよう談合し、入札しているのである。特に、東坂が市長になって以降、前岡本市長時代より格段の業者優遇入札になったことは明らかであり、このままでは市民の税からなる公金が不当に使用され続けることになる。

6. 本件不正な入札、契約による大東市の損害は、正当な競争がなされた場合に期待できる落札価格との差と解すべきである。上記で指摘した通り、談合が行われていないであろうと解される北条西小学校跡地活用機械設備工事の場合予定価格の75.3%で落札しているのであり、本件においても正当な競争が行われていれば、予定価格の80%を超えるような価格で落札されることはなかったというべきである。

本件の予定価格は1億4882万円、税込み価格（消費税5%）で1億5626万1000円であるから、その80%である1億2500万8800円が適正な落札価格であり、三住建設が落札した価格（5%税込み）1億4841万7500円との差額である2340万8700円が当初の契約における大東市の損害である。

また、二度にわたる変更契約により増額された分1002万0660円（1億5843万8160円－1億4841万7500円）は随意契約であって、これもまた正当な競争入札により価格決定がされておれば、80%を下回る契約金で発注ができたと考えられるので、損害額は上記増額分の20%である200万4132円と言うべきである。

以上より、本件損害額は2541万2832円（2340万8700円＋200万4132円）を下回ることはない。

7. よって、原告らは下記の通り、被告に対して損害賠償請求を求めるものである。

①灰塚配水場ポンプ室築造工事の入札は談合による違法な入札結果になっているに関わらず東坂浩一は、この入札結果に基づき落札者である三住建設株式会社と平成25年10月15日に築造工事請負契約を締結した。当該行為における「当該職員」東坂浩一及び「相手方」富田建設株式会社に対して1億5843万8160円の損害賠償請求。

②上記に加えて、原告は東坂浩一、西辻勝弘・田中祥生・野口光浩（この4名を以下「東坂ら」という）と三住建設、富田建設、新田工務店、岡本建設（この3社を以下「三住建設ら」という）に対する不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を怠っている事実を主張する。具体的内容は以下の通りである。

三住建設らは灰塚配水場ポンプ室地区造工事の入札において談合行為を行ったものであって、これは不法行為（民法709条）に該当し、1億5843万8160円の損害賠償請求をなすべきであるが、被告はこれを怠っている。こ

の場合損害賠償請求権の行使を怠る事実の「相手方」は富田建設らである。

東坂らは上記の談合を容認する結果となる稟議・決済を行って、富田建設との間で工事請負契約を締結したことは、不法行為に該当する。この場合損害賠償請求権の行使を怠る事実の「相手方」は東坂らである。

よって、企業4社と東坂市長以下、入札・契約担当課職員への損害賠償請求を怠っていることの違法を確認し、かつ不法行為者らに損害賠償請求をするように求める。

第3 監査請求

原告らは、平成28年1月8日付けで上記第2記載の違法な公金の支出につき、大東市監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づく監査請求を行ったところ、同年2月24日付（大東監第199号）文書（甲2）にて、大東市監査委員は、原告らに対し、上記監査請求を棄却する旨の通知を行った。よって本訴に及ぶ。

証 拠 方 法

- 1 甲第1号証（住民監査請求書）
- 2 甲第2号証（住民監査請求の結果）

附 属 書 類

- | | |
|---------|------|
| 1 副本 | 1 通 |
| 2 甲号証写し | 各1 通 |
| 3 証拠説明書 | 1 通 |
| 4 委任状 | 1 通 |